

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成21年7月23日(木)午後7時00分～午後8時47分
場所 小田原市役所 全員協議会室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山 田 浩 子
2 番委員 青 木 秀 夫 (教育長)
3 番委員 桑 原 妙 子 (教育委員長職務代理者)
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5 番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|----------------------------------|---------|
| 学校教育部長 | 木目田 和 義 |
| 生涯学習部長 | 和 田 豊 |
| 生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 | 桐 生 薫 |
| 文化財統括担当参事兼生涯学習部文化財課長 | 塚 田 順 正 |
| 教育総務課長 | 曾 我 勉 |
| 学校教育課長 | 伊 澤 秀 一 |
| 教職員担当課長 | 西 村 泰 和 |
| 教育指導課長 | 柳 下 正 祐 |
| 教育指導課課長補佐兼指導主事・指導担当主査兼相談担当主査事務取扱 | 栞 畑 寿一朗 |
| 教育研究所長 | 小 泉 信 二 |

(事務局)

- | | |
|----------------------|---------|
| 教育総務課課長補佐・総務担当主査事務取扱 | 座 間 亮 |
| 教育総務課上級主査 | 瀬 戸 英 樹 |

4 議事日程

日程第1 請願第2号

平成22年度使用中学校教科書の採択についての請願（教育指導課）

日程第2 請願第3号

教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める請願（教育指導課）

日程第3 議案第16号

平成22年度使用教科用図書の採択について（教育指導課）

日程第4 議案第17号

全国学力・学習状況調査の取り扱いについて（教育指導課）

5 協議事項

(1) 教育委員会事務の点検・評価（案）について（教育総務課）

6 報告事項

(1) 市議会6月定例会の概要について（教育総務課）

(2) 銅門土塀の剥離について（文化財課）

7 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定…山田委員、青木委員に決定

(3) 日程第1 請願第2号 平成22年度使用中学校教科書の採択についての請願
(教育指導課)

座間書記（教育総務課課長補佐）が請願書を朗読

（質 疑）

山田委員… 教科書が教科の主たる教材として、学校教育において重要な役割を果たしていることは、皆さんご存知のことと思います。教科用図書の採択については、最終的には教育委員の責任において判断すべきものと考えます。請願や要望は参考資料としてその内容についてよく読みこみ、あくまでも判

断資料の一つとして考慮すべきもので、請願が出たからといって、私達の採択が左右されるべきものではないと考えます。今回の請願は不採択とすべきだと考えます。

青木教育長・・・請願の内容については一部理解できる内容もありますが、しかし、教科書採択については、山田委員のお話がありましたが、教育委員の判断と責任のもとに、地域の児童や生徒にとって最も適した教科書を採択することになります。その際の参考意見の一つとして出された請願の内容につきましては、教育委員一人ひとりが検討していきたいと思えます。従いまして、今回の請願は不採択と考えます。

桑原委員・・・同じように参考にはさせていただきたいと思えますが、これで左右されるということではないと思えます。

山口委員・・・私も皆様と同じ考えです。

和田委員長・・・それでは、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長・・・ご異議もないようですので、請願第2号「平成22年度使用中学校教科書の採択についての請願」を採決いたします。この請願について、採択すべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長・・・賛成なしにより、この請願は不採択とすべきものと決しました。

(4) 日程第2 請願第3号 教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める請願

(教育指導課)

座間書記(教育総務課課長補佐)が請願書を朗読

請願団体事情説明者田村元男(たむら もとお)氏が請願書をもとに事情説明

(質 疑)

青木教育長・・・先ほどの意見と同じではありますが、請願が出たからといって、採択が左

右されるべきものではないと思います。ある請願を採択するという事は、その請願内容全てを受け入れることにもなります。小田原の子ども達にとって、最も良い教科書を採択することが、私達の最終的な採択の目的と考えていますので、色々な考えがあることを承知しながら、採択にあたりましては、教育委員で協議し、その最終判断をもとに決定していくためにも、今回の請願については不採択とすべきだと考えます。

桑原委員・・・ この教育委員会定例会の前に、市長との懇談の時間を持たせていただきましたが、その時に、郷土を大切にすべきとのお話がありました。そういう意味で、二宮尊徳を小田原として大切に思うべきとは考えますが、その一部分だけのことで教科書を定めるのはどうかと思います。請願の理由にある「わが国の文化と伝統の特色広い視野に立って考えさせる」というのは、皆さん共通の意識だと思いますので、このご意見はいただくべきだと思います。

和田委員長・・・ それでは、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長・・・ご異議もないようですので、請願第3号「教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める請願」を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長・・・賛成なしにより、当請願は不採択とすべきものと決しました。

なお、この2つの請願と委員の皆様事前にしております「安定した供給と公平な教科書の採択を求める要望書」、「望ましい歴史教科書の採択を求める要望書」、「扶桑社版中学校歴史ならびに公民教科書、および自由社版中学校歴史教科書を採択しないことを求める陳情書」については、教科書採択の参考資料とさせていただきます。

(5) 日程第3 議案第16号 平成22年度使用教科用図書の採択について

(教育指導課)

提案理由説明・・・教育長、教育指導課長、教育指導課長補佐

青木教育長・・・それでは、議案第16号「平成22年度使用教科用図書の採択について」を御説明申し上げます。小学校の教科用図書については、今年度は採択代えの年ではなく、5月の定例会において議決した「採択方針」のとおり、昨年度使用した教科書と同一の教科書を採択することとしております。そこで、今回は、中学校の通常学級で使用する教科用図書と、特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行うこととなります。中学校の教科用図書については、4年ごとに採択することになっており、今年度はその採択の年となっております。なお、平成24年度からの新学習指導要領の全面实施により、今回採択する中学校の教科用図書につきましては、平成23年度まで使用することとなります。また、特別支援学級における教科用図書の採択については学校教育法附則第9条により、1年毎に採択することになっています。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

和田委員長・・・今回の平成22年度使用教科用図書の採択は、中学校教科用図書と特別支援学級で使用する教科用図書ですので、これを分割して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

①中学校教科用図書の採択

和田委員長・・・ それでは、はじめに「中学校教科用図書の採択」について審議します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長・・・それでは、平成22年度使用中学校用教科用図書についてご説明いたします。「文部科学省教科書課長通知」に基づき、歴史教科書以外は新たな教科書の検定を経たものがないため、歴史教科書以外の教科書は平成18年度使用教科用図書と同じ教科書の採択を考えております。このことにつきましては、平成21年5月の定例会において「教科用図書採択方針」で明らかとなっており、さらに各学校からも「今の教科書をあ

えて違う教科書にしていきたい」という希望は全くございません。「引き続き現行の教科書で問題はないこと」も各学校長から確認をとっております。ですから、歴史教科書以外の教科につきましても、前回採択した教科書のまま、採択することが原案です。また、6月3日に実施した第1回採択検討委員会において、歴史教科書以外は前回採択した教科書を採択していくことを原案とし、7月16日の第2回採択検討委員会において、前回採択した教科書をそのまま使用していくことを確認いたしました。今日の定例会では、平成18年度使用教科書の採択理由一覧の別紙C-1、C-2をご覧ください、採択をお願いします。

次に、歴史教科書についてですが、今年度新たに検定を経た新しい歴史教科書があります。学校現場では「現行の教科書からあえて違う教科書にしてほしいという意見は全くない」ことから、現行の歴史教科書と新しく検定を通過した教科書との比較をしていただき、どちらの教科書を採択するべきかをまず調査員の先生にそれぞれの教科書の内容についての調査研究依頼をし、まとめていただいたものが別紙Aです。その他の教科書については、平成18年度使用教科書採択の際の調査研究結果が別紙B-1、B-2、採択理由が別紙C-1にございます。今回の採択にあたりましては、歴史教科書については、事前に教育委員の皆様には、現行の歴史教科書である清水書院の教科書と、新たな歴史教科書である自由社の教科書を配布させていただきました。では、ここで、教育指導課長補佐より、先週行われた第2回採択検討委員会の報告をさせていただきます、今日の採択の参考にしていただきたいと思います。

教育指導課長補佐・・・では、先週行われた採択検討委員会の報告をさせていただきます。

別紙Aをご覧ください。調査員4名の先生方で調査研究していただいた内容がそこにあります。どんな視点で調査したかというところ、この別紙Aの左側の欄にある、内容、構成・分量・装丁、表記・表現という大きい3区分で設定しました。調査員主任の先生から詳しい報告を受けた後、内容についての質疑応答に入りました。採択検討委員の皆さんには予め教科書を配布しており、それぞれの委員の視点で、各教科書をお読みいただいた後でしたので、具体的な質問のやりとりから入りました。その

一つとして、検討委員ご自身の中学校時代の経験から、歴史というと年号を中心に覚えていった記憶がある中、先ほどの説明（調査員主任の説明）の中では「年号の取り扱いが少ない」とあったが、どういう意味か？などの質疑から始まり、協議となりました。いくつかの具体的な記述内容や教科書全体の構成も含めて協議をし、歴史を初めて学ぶ中学生にとって、小学校時代にどの程度歴史について学んできているかによって使う教科書が選ばれるべきであるという意見が主流となりました。2つの教科書の特徴を協議しましたが、まず、自由社の教科書については、「世界史の記述が少なめである」「天皇に関する記述が多く、文体が天皇の部分だけ丁寧すぎて違和感がある」「文字が小さく、たくさん内容が入っているが、ルビが小さくて読みにくい部分がある」「中学生にとって難しい表記や用語がある」「まとめの意味で『ここがポイント』という部分が毎ページあるが、考えさせる視点だとこの項目は不要ではないか。しかし、昨今、自分の考えをまとめられない生徒が多くなってきている中で、そのような生徒にとっては親切な作り方である」「小田原の偉人である二宮尊徳を取り上げている」「拉致問題や日本人のノーベル賞受賞者など最近の話題も取り入れている」「杉原千畝をとりあげ、道徳の授業でも扱える人物を紹介している」「写真をふんだんに使いとても分かりやすい」「歴史を学び直す視点で見ると自由社の教科書のほうが詳しく書かれており、資料も丁寧に書かれている」という意見がありました。調査員は中学校の現場の先生方なので、自分がこの教科書を使うとするとどうか、という思いも感じられました。

清水書院の教科書については、4年前の調査研究結果とほぼ同じ記述内容でした。具体的には、「学術上意見の相違部分は、その相違部分を両方記載している」「年号・年代のあらわし方や解説が丁寧である」「総合的な学習の時間でも活用できる部分がある」「文字が大きく適度に隙間があり見やすい」「年表では、1年時の学習範囲と2年時の学習範囲が分けられているのが分かりやすい」と、どちらの教科書も、プラス面とマイナス面の両方の意見がありました。これは他の9社の教科書においても同様で、一つの視点から見るとマイナス面と取らえられる部分でも、

他方の視点から見るとプラス面となることと同じであります。具体的に
どうということかという、「文字が小さくて読みにくい」という視点は、
「記載されている内容が詳しく豊富である」となったりする部分にあた
ります。以上、簡単ですが、採択検討委員会の報告をさせていただきます
ました。

(質 疑)

山田委員・・・ 二つの教科書をよく読ませていただいた感想を言わせていただきます。

まず、自由社の教科書ですが、写真が大きく興味を持ちやすいと思
いました。また、先ほど話がありました「歴史のこの人」という欄があり、
紫式部や源頼朝、津田梅子、杉原千畝、昭和天皇など色々な方を取り上
げ、子ども達が興味を持って読んでくれるのではないかと思います。
特に先ほど話がありました、地元の偉人の二宮尊徳を載せていますので、
小田原の子ども達にとって良いのではないかと思います。歴史の専門
家ではない一般人としての感想で、色々な意味で自分を中立と思ってい
ますが、昭和天皇の言葉のページを見た時、教科書として少し違和感が
感じられました。自由社の193ページにヒトラーの記述がありますが、
そこで「大量の殺戮」とあり、その言葉の説明が横に取り出して書いて
ありますが、「むごたらしく多くの人を殺すこと」とあり、中学生にとっ
て、少し言葉がきついのではないかと感じられました。

清水書院ですが、各章の始めや單元ごとに、年代や地図が分かりやす
く記載されており、子ども達が取り組みやすいと思われました。先ほど
の事務局説明にもありましたように、歴史は事実を正しく伝える役目が
あると思いますが、学術上意見が分かれているものは、両方載せている
ことが良いと感じました。最後に折り込みの資料があつて、国と都道府
県が現在と昔の位置や名前を比較できるようになっていますが、今の子
ども達にとって良い資料だと思います。

最後に、一人の母親としても、歴史を学ぶことで、平和や命の大切さ
を学んでほしいと心から思っています。

桑原委員・・・ 学問的ではないのですが、自由社の8～11ページに素晴らしい資料が付いていて、ここから歴史を学びたい気持ちになると思います。また、何でもないようなことなのですが、何行目かがすぐに分かるように数字が書いてあるのが、自分自身、指導していて不便なこともありますので、非常に使いやすいと思いました。清水書院は、中学生に話しかけるような文体で、「どういうふうにしてみよう」とか「〇〇だろうか」と一緒に学ぼうとする感じがするのが良いと思いました。それぞれのページに年代別に何世紀か、というように、今ここを勉強していると分かるようになっているのがそれぞれの教科書に良い点と思いました。

色々な国に行った時に、学生があまり、自分の国の歴史を理解していないのを強く感じます。チェコに行った時、それぞれで国歌を歌おうと言った時、小田原の子ども達は「えーっ。」と言いました。チェコの人はその何を何故と思い、理解できないと思います。どこの国も、国歌を当然国の宝として思っていて、だからオリンピックの時は高らかに国旗が上がり、国歌を歌うと思いますが、そのあたりをもっと正当に教育されるべきではないかと思います。そういう意味で、どちらの教科書がというのではなく、中立の立場で正しく歴史が教育されたらよいなと強く感じます。また、韓国や中国に行った時、若い人達はあまり歴史を知らないで、普通に接しますが、韓国や中国の方は、日本に対してはストレートな気持ちではないので、どういうことがあったかは正しく教えるべきではないかと思います。

山口委員・・・ 私は歴史が苦手ですので、始めから勉強するつもりで読みましたが、歴史を中学生に教える場合には、とても客観的に、中立公平な立場で事実だけを教えていく必要があると思います。自由社の教科書は確かに写真がきれいで見やすいし、読んでいておもしろいと思ったのは事実ですが、教科書なのに歴史の物語や小説を読んでいるかのように感じました。

また、感情が結構入り込んでいる部分があり、「その時どう思ったから、こうした」ということが書かれていますが、学生は「そこで、なぜこういうことをしたのか」を考えなくてはいけないと思います。個人個人、色々な考えがあると思いますが、考えさせて教育をしていくという意味

では、過去の事実を客観的にだけ表現して、それでそれに対してどう思うか、どういうふうにか考えるかを学習させる方が、良い悪いではなく、悪いことも、良いこともあると思いますが、それを考えさせることが教育ではないかと思いました。

青木教育長・・・ 2つの教科書についてですが、自由社については記述内容が豊富で、いってみれば、一度歴史を学んだ後に学び直す資料としては、大変詳しく書かれていますので、その意味ではとても良い教科書ではないかと思いました。資料が大変丁寧に記載されており、かつて学習した歴史観を考え直すきっかけになる教科書として良いのではと思いました。ただ、歴史を初めて学ぶ中学生にとってどうなのかという視点で見ると、自由社の教科書は先ほども指摘がありました、内容が大変多い。そういう意味では、興味付けの大切な中学1年生にとっては、内容が多くて細かいと、やや難しい教科書になってしまうと思います。初めて学ぶ歴史教科書だからこそ、内容として、日本史と世界史の記述内容のバランスが良いということ、そして、文字の大きさや書体、文章や図版の割り付けが適切で、見やすい、学びやすいことからすると、清水書院の教科書の方が、小田原の中学生にとって良いのではないかと思いました。

和田委員長・・・ 本来司会進行役ですが、一言述べさせていただきます。今回、二つの教科書を読ませていただき、子ども達が学ぶものを直に見る機会がなかったものですから、新鮮な気持ちになりました。こういう機会を得られて、委員として、一国民として良かったと喜んでおります。実際にそれぞれの時代のページ数を見るとほとんど同じですね。判で押したように、同じ10ページで一つの時代をくくると、他も同じで、教科書にページ数の制限があるのかと思いました。

それぞれの委員からご意見があったことと重複することがありますが、私も子ども達を外国に連れて行く機会が大変多いですが、その時に桑原委員のおっしゃった意味の、日本国民としてのといった部分で「もう少し、しっかりしてよ」という思いに至ることがしばしばあります。同時に、国際化の時代ですので、歴史事実について述べた場合、反感を受けることもありました。逆に賛同を受けることもありました。この国際化

という時代、要するに地球が狭くなった時代、そういう人達と皆で仲良く暮らせる世界というのを学ばなくてはならないと思います。それが歴史教育を考える上で1つの要素ではないかと思いました。

国際化に関連したことで、私はNPOをやっておりますが、その子ども達とお能をやっています。能は、650年もの間、途絶えることなく室町時代の言葉のまま引き継がれている伝統文化として、ユネスコの世界文化遺産の第一号に選ばれています。それほど誇りのある、伝統があるものを子ども達と一緒に学んでおり、それを継承する意味は大変大きいと思っています。プロの能楽師の下で子ども達が伝統文化を継承していますので、市内の学校に紹介したいということをお願いしたところ、たくさんの学校から手を挙げていただきました。文化庁の応援もありましたが、その年に9校、伝統芸能を披露することができました。先ほど申し上げたように歴史事実の捉え方は、国際社会の中では慎重であるべきだと思います。自分自身の経験から、文化活動でも十分に日本人としての心は子ども達に伝えられると思っております。そんな観点から、今回の2つの教科書を読ませていただいて、皆さんからいただいた意見、請願・要望書を十分に読ませていただきまして、自分の意見をまとめたつもりでおります。

和田委員長・・・ 付け加えるようなことは、ありますでしょうか。質疑も尽きましたので、採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長・・・ はじめに、社会（歴史的分野）以外の中学校使用教科用図書の採択を行います。

採決・・・全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長・・・ 次に、社会（歴史的分野）の中学校使用教科用図書の採択を行います。清水書院、自由社の2社から挙手により採択いたします。清水書院に賛成の方は挙手願います。

4名の委員（山田委員、青木教育長、桑原委員、山口委員）が挙手

和田委員長・・・ 4名の委員に挙手していただきました。それでは、社会（歴史的分野）は清水書院を採択いたします。

②特別支援学級で使用する教科用図書の採択

和田委員長・・・ 続きまして「特別支援学級で使用する教科用図書の採択」について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長・・・それでは、2点目の特別支援学級で使用する教科書についてですが、通常学級で使用する教科用図書を使用することが適当でない場合には、次の2種類の中から使用することができることになっております。それは、「平成22年度使用特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録に載っているもの」と「平成22年度使用一般図書一覧で、学校教育法附則第9条の規定による図書」の二つでございます。そして、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択につきましては、これは1年ごとに採択することとなっております。お手元の資料は、各学校から提出されました「学校教育法附則第9条による教科用図書」約200冊ございますが、一覧にまとめたものでございます。提出されたこの200冊については、教育委員会事務局で精査し、問題がないことを確認しました。そして、採択検討委員会においても一覧表を提示し検討していただき、特に問題がないことを確認しました。本日は、この一覧にまとめた教科用図書について採択をご検討いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

（質疑・意見等なし）

採決・・・全員賛成により原案のとおり可決

（6）日程第4 議案第17号 全国学力・学習状況調査の取り扱いについて

（教育指導課）

提案理由説明・・・教育長、教育指導課長

青木教育長・・・ それでは、議案第17号「全国学力・学習状況調査の取り扱いについて」をご説明申し上げます。小田原市教育委員会では、全国学力・学習状況調査の取り扱いについては、文部科学省が示す実施要領に基づき、本調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮するため、これまで数値化されている部分の公表は一切行わない方針で取り扱ってきました。しかしながら、他の自治体で市の平均正答率などを公開するところが増え始め、また、市民からも公開すべきという声があることから、公開された場合の問題点等の検討を行ってきたところです。平成19年度の全国学力・学習状況調査については、平成20年1月に公文書公開の請求があり、一部公開決定に対する異議申し立てについて、小田原市情報公開審査会で審査が行われている旨、お話ししていましたが、去る6月30日付で審査会からの答申を受けました。そこで、本日の教育委員会定例会では、全国学力・学習状況調査の取り扱いについて審議をお願いするものです。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長・・・ それでは、「全国学力・学習状況調査の取り扱いについて」という資料をご覧ください。平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査ですが、その目的は、全国的な義務教育の機会均等とその水準向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、そして、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることでございます。つまり、自らの教育及び教育施策の成果と課題を検証して子どもたちのために改善を図っていくことが大きな目的でございます。この目的をもとに、小田原市では、独自に大学教授等による検証委員会を設置し、調査結果の独自の詳細な分析をしました。学校における指導や教育計画の見直し、教育委員会の施策の見直しに活かしてまいりました。また、これまでの文部科学省の示す実施要領にのっとり、「測定できるのは学力の特定の一部であること」「学校における教育活

動の一側面に過ぎないこと」「序列化や過度な競争につながらないように十分に配慮する必要がある」等の理由から、「数値化されている部分、市全体の平均値、学校ごとの平均値の公表は行わない」という取り扱いをしてまいりました。つまり、小田原市では、調査結果の傾向を多角的に分析し、それに基づいた指導改善をしていくことが最も重要であり、先ほどの理由から、市の平均値、各校の平均値の公表については、平成19年度以来してこなかったのが現状です。

しかしながら、他の自治体では市全体の平均値を公表しているところも出てきております。また、市民からは「なぜ公開しないのか」という声があがっています。また、教育委員の皆様からも公開に向けてのご意見をいただいております。さらに情報公開請求が平成20年1月28日に出されており、そのための審議会を経て、平成21年6月30日に答申が出されました。その答申は、この資料の3に、または、答申の最初のページの第1にもありますが、小田原市の平均正答率、学習状況調査（児童生徒への質問と学校への質問の結果）は、これらは公開するのが妥当という内容でございます。

こういう状況の中、事務局といたしましても、今までの基本方針を踏まえながらも、この答申を尊重して、方針の一部取り扱いを変更していくことを考えております。

理由としてはいくつかありますが、1点目として、各校が自校の結果を分析する際に、全国や県の平均値との比較とともに小田原市の平均値との比較をすることで、より身近に具体的な課題が明確にされ、今後の取り組み内容にも具体的な手立てを考えられるメリットがあると考えました。2点目として、この3年間に全国の自治体の中で、また、県内でも平均値（ほとんどが市町村レベル）を公表している所が出てきています。公表した結果、序列化につながって平均値の公表が問題になったという事例は聞いておりません。3点目として、小田原市内には中学校12校、小学校25校ありますが、その平均値ですから、市の平均値を公表しても、各学校の平均値が明らかになる心配はないという考えです。最後に、市民の知る権利、説明責任ということを考えると、取り扱いを

一部変更していきたいと考えております。

本日の定例会では、これまでの小田原市の考えを踏襲しながら、審議会の答申の内容も尊重していただき、これまで考えてきた様々な事も配慮して、全国学力・学習状況調査の取り扱いについて、どうしていくのかを決定していただきたいと思っております。

今後の取り扱いについての原案ですが、この資料の4に示してあります。まず①として、請求者に対しての公表をどうするかということですが、答申に従って開示したらどうかというのが原案です。次に②について、小田原市民への公表はどうかということですが、これは平成21年度分の結果が8月末頃に分かります。結果が分かり次第、分析します。その分析結果とともに出すことを考えています。③として、序列化や差別化につながる学校ごとの公表は行わないように理解を求めていきたいと考えています。

以上の取り扱い案の3点について、ご審議いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(質 疑)

桑原委員・・・ 取り扱いの①についてはこのとおりでよいと思っておりますが、②について、8月末に分かったものを分析して公表すると、大体いつ頃になりますでしょうか。

教育指導課長・・・ 大きな目標としてはと思っておりますが、大学教授の分析も要しますので、少なくとも2、3ヶ月という時間は必要だと思っております。

山口委員・・・ こういう調査の目的は、数字ではなく、今後どうしたらよいかを考えていくことが一番大事だと思います。それを是非、教育委員会として、小田原市の児童・生徒が将来、伸びていかれるように、その後のアセスメント・考察で、どうしたらよいかということをしっかり作っていただきたいというのをお願いしたいと思っております。

やはり、人間ですから、自分が受けたテストで「自分が何番だろう」と知りたいと思うのは当然だと思います。どこまで出してよいか、大丈夫かと考えると、県内での小田原市の順位が出るのは仕方がないと思

ます。小田原市の場合、児童・生徒数の多い学校から、少ない一桁の人数の学校もあります。一桁の学校の成績を出してしまうと、中で、あいつが足を引っぱったのではないか、というのが出てくる心配があります。また、人数が多いところだけ出せば、との意見も出てくると思いますが、一校出せば、他の学校も、と注文が出てくると思います。将来、子ども達が、迷惑を受けたり、いじめにあったりしないように、最低限考えなくては行けませんので、今の情報公開をしなくてはならない時代とのバランスだと思いますが、小田原市全体の平均を出すところまでが限度ではないかと思えます。

青木教育長・・・ 全国学力・学習状況調査というのは、国語、算数・数学のみで、しかも小学校6年生と中学校3年生のみですから、測定できるのは学力の特定の一部である、学校で受ける教育活動の一部の結果にすぎないことをしっかりおさえていただきたいと思えます。すでに小田原市では、過去の調査では、市全体の分析結果をもとに、各学校でさらに詳しく検証しているところです。そうした中で、平均値の公表で、数値が一人歩きをしないように、しっかりとした配慮は今後も同じようにしていかななくては行けないと思えます。

今回、市全体の平均値を公表することのメリットは、先ほど教育指導課長から何点か提示されましたが、数値から読み取れる生活面との関連性にも目を向けてほしいと思えます。小田原市全体の数値の具体的な改善のためには、生活習慣の改善の必要性や、生活規律の大切さ、さらに、おだわらっ子の約束の大切さに気付くきっかけになると考えます。市民に知らせることで、家庭も地域も一緒になって、小田原の子ども達の学力を高めようという気運を盛り上げる材料にもなると思えます。学習意欲は学校だけで身につくものではなく、家庭との協力が必要です。小田原市の平均値が、全国と比べて高いならば、もっと高める手だてを考え、全国や神奈川県との平均値より低ければ、さらに家庭や地域と一緒に、その改善策を考えていかななくてはならないはずです。どちらにしても、今後は小田原市全体の数値の公表をとおして、家庭・地域の協力なくして、小田原の子ども達の学力向上はありえない、それくらい

の気持ちを小田原市全体で盛り上げていくきっかけとしたいと思っています。そのようなことから、小田原市全体の数値の公表については、これまでの取り扱いを一部変更することで、対処していきたいと思っています。

山田委員・・・ 先ほどの説明で、学校ごとの公表は、序列化や差別化、過度な競争につながるといった弊害が生じるというのはよく分かりましたが、学校ごとの差には、理由があると思いますので、それをよく分析していただいて、その学校のレベルアップになるような助言とか、色々な方法をとっていただければと思います。

和田委員長・・・ 個人としての意見を言わせていただきます。学校選択制というのが、結構、都内の学校や地域では進んでいます。私が知っている限りでは、大変集まりが悪い学校があり、それは成績が悪いことが原因だったようです。しかも一年生が9人のみで、そのうち6人が不登校生徒だったということで、そうなるといわゆる普通級として難しくなります。5月、6月で学校中がもめまして、ついに校長先生は病気になられて休んでしまい、6月終わりに校長交代の事態となったことがありました。

私は、普段、不登校児童生徒と関わる機会が多いですから、学校に行かない生徒の学力不足・低下という問題が付きまといましますし、こういう子ども達に学習支援をしなくてはならないことは、再三話題になります。実際に学校別で評価するとなると、不登校児童・生徒の実体は把握できませんが、これはかなり問題だと思います。そういう子ども自由に参加できるような仕組みであることが、それが本当の実態把握だと思います。自宅にいても学力の検査の時は参加できるような機会があつて、実態がきちんと把握できるような状況が実現できることを望んでいます。

(その他質疑・意見等なし)

採決・・・全員賛成により原案のとおり可決

(7) 協議事項「教育委員会事務の点検評価(案)について」

(教育総務課)

事務局説明 教育総務課長

教育総務課長・・・では、資料1をご覧ください。この教育委員会事務の点検・評価については、教育委員会5月定例会におきまして実施方針を、また6月定例会で今後のスケジュールについてご報告させていただき、作業を進めてまいりました。その結果、原案として、資料1のような冊子を取りまとめましたので、ご説明いたします。

この教育委員会事務の点検・評価については、一連の教育三法の改正に基づきまして、地方教育行政組織及び運営に関する法律の改正により、平成20年4月1日から教育委員会が事務・点検をするようにということで、事務の点検・評価をし、外部の知見を入れた客観的な評価を議会に報告し、市民に公表しなさいというものです。その結果については、教育委員会が効率的な教育行政を推進していくために、課題を明らかにし、今後の方向性を見出したいということで、客観的な評価をいただきながら、教育委員会として進化・発展させていく、一つのツールにしたいと考えております。

作成にあたりましては、前回報告をさせていただいた内容を、様々な方から意見をいただきながら改善し、取り組みの内容の次に、重点的取り組みと評価、今後の対応を記載して、分かりやすい構成としております。また、「教育委員の意見」という項目を新たに設け、委員の皆様のご意見やご要望を事務点検・評価の中に反映させたいと考えています。「学識経験者からの意見」の項目は前回と同じですが、これについては、来週の28日にご意見をお伺いします。その中で、教育委員の方とも意見交換の場を設けましたのでご参加いただければと思います。

今回は、全体的な構成を「このように進めていってよいか」ということを協議いただければと思います。また、8月の定例会において、最終案をまとめあげ、9月の議会に報告することで予定しております。

(質 疑)

山田委員・・・ 学識経験者はどのような方をお願いしていますでしょうか。

教育総務課長・・・資料1 ページの下にのせていますが、鈴木 みゆき様という関東学院大学専任講師で心理学専攻の先生です。次に、田村 洋一様が記載されていますが、都合により欠席となり、急遽同じく小田原市PTA連絡協議会副会長の小林 省隆様に変更になりました。資料の訂正をお願いします。あともう一人は、昨年も学識経験者としてお願いしました文部科学省の国立教育政策研究所の教育政策・評価研究部長の、葉養 正明様にお願いしております。

桑原委員・・・ 5 ページ5 行目の、「教員の指導力向上を推進」というところで、「研修等に取り組んだ」とありますが、具体的にはどのくらいの回数で、何人くらいかは分かりますでしょうか。

教育指導課長・・・そこには、パワーアップ研修で小学校8名、中学校を4名に年7回等、書いてありますが、教員の研修は他にも様々にやっています。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長・・・量がたくさんありますので、これをよく読んでいただいて、進め方については今の提案でよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長・・・教育委員会事務の点検・評価については、次回8月の教育委員会定例会で議決する予定ですので、ご意見につきましては、8月5日までに事務局にお寄せいただきたいと思います。

桑原委員・・・意見を寄せるというのは、どのような方法でしょうか。

教育総務課長・・・後ほど回答用紙をお渡ししますので、ファックスやメールで、お寄せいただければと思います。

(8) 報告事項(1) 市議会6月定例会の概要について

(教育総務課)

事務局説明・・・教育総務課長 資料に基づき説明

(質疑・意見等なし)

(9) 報告事項(2) 銅門土塀の剥離について

(文化財課)

事務局説明・・・文化財統括担当参事

文化財統括担当参事・・・それでは、資料3をご覧ください。新聞報道等でもうすでにご存知の方も多いかもかもしれませんが、平成21年7月10日(金)に、国指定史跡小田原城跡銅門の土塀の漆喰部分の一部が、ご覧いただいている写真のように、幅30cm×長さ2m程度の範囲で剥離いたしました。詳しい原因については不明ですが、同日早朝に発生した強風の影響も推察しております。銅門は平成6年9月から復元整備工事を行い、平成9年10月に完成したものです。整備後12年程度が経過していることになります。

今後の修復については、文化庁あるいは専門家の意見をいただきながら、どういった手法で、どのような範囲までの修復が必要か検討を行い、専門の職人により、出来るだけ速やかに修復していきたいと考えております。現在、具体的な日程等については検討中です。

(質 疑)

和田委員長・・・ 個人のうる覚えの記憶ですが、実はこのお城の壁を塗る時に、京壁方式でやるといった時に、この近辺に漆喰できちんとやれる職人があの当時いなかったと記憶しています。確か皇居の壁を塗る榎本さんという左官屋を小田原に、私達の関係で招いたことがあり、その時は小田原市内の左官屋さんが皆さん手弁当で、一緒に塗りにきてくれました。それから方々でやっていますから習熟なさったと思いますが、技術と知識を持っていなかった初期の段階ですので、技術的に無理があったのかなど、新聞報道を見ながら感じました。もちろん最近も、漆喰の職人はたくさんいて、研究もされていて、元々あった工法ですから、その辺のところは充実してきているように思いますので、たぶんこれは完璧に修復されるのだろうと思っています。そんな時代背景があったことを思い出しました。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 委員長閉会宣言

平成21年7月23日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（青木委員）